

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	53	府 省 庁 名 <u>国土交通省観光庁</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ホテル・旅館の用に供する建物 ・ 特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したのものに見直す。 	
関係条文	地方税法（昭和25年法律第226号）第388条 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）	
減収 見込額	(初年度) — (—) (平年度) — (—) (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しにより、使用実態に即した税負担とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、3～5年程度の周期で施設・設備の更新を行う必要があるとともに、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものとなっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。</p> <p>なお、こうした措置を講ずることにより、ホテル・旅館の適正な事業活動が確保され、観光立国の推進にも寄与することとなる。</p>	
本要望に 対応する 縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、7つの戦略分野のひとつとして、『観光立国・地域活性化戦略』が位置づけられている。</p> <p>また、政策評価体系における位置づけとしては以下のとおり。</p> <p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標20 観光立国を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>業績指標127 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊(平成22年度) 業績指標129 国内における観光旅行消費額 30兆円(平成22年度)</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	<p>業績指標127 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 実績値: 2.56泊(平成21年度) 業績指標129 国内における観光旅行消費額 実績値: 22.1兆円(平成21年度)</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>ホテル・旅館全てに適用。</p> <p>ホテル・旅館の施設数 58,654施設(平成22年3月末現在)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>典型的な装置産業であるホテル・旅館においては、他産業に比べても固定資産を有しているところ、使用実態に即した形でホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を見直すことは、ホテル・旅館の適正な事業活動の確保といった観点から有効性を有する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>実際の使用実態との乖離から生じている固定資産税の負担については、補助金等の他の支援措置にて解消できるものではなく、使用実態に即した形でホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を見直すことは妥当性を有する。</p>
ページ	53—2	

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	<p>平成23年度税制改正要望提出 平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）に、検討事項として「観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査等を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。」と明記</p>